

平成28年4月1日

報道機関各位



室蘭開発建設部 広報官

お知らせ

件名	平成28年度北海道開発事業費(室蘭開発建設部実施分)の概要について
----	-----------------------------------

お知らせ内容

平成28年度北海道開発事業費(室蘭開発建設部実施分)の概要について、別紙のとおりお知らせします。

	担当分野	所属・役職名	氏名	電話番号
問合せ先	【全体】	広報官	さくらば なおみ 櫻庭 尚身	0143-25-7051
	【治水関係】	治水課長	たかはし よしひさ 高橋 慶久	0143-22-9171 内線 291
	【道路関係】	道路計画課長	すずき たけひこ 鈴木 武彦	0143-22-9171 内線 351
	【港湾・水産関係】	築港課長	さいとう あつし 斉藤 敦志	0143-22-9171 内線 361
	【農業関係】	農業開発課長	まつおか そうたろう 松岡 宗太郎	0143-22-9171 内線 271

室蘭開発建設部ホームページアドレス

<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/>

平成28年度北海道開発事業費
(室蘭開発建設部実施分)の概要

平成28年4月
室蘭開発建設部

平成28年度 室蘭開発建設部事業費総括表

(事業費)

(単位：百万円)

事 項	予 算 額	備 考
治 水	8,335	
海 岸	471	
道 路	20,189	
港 湾 整 備	3,399	
都 市 水 環 境	16	
農 業 農 村 整 備	7,145	
水 産 基 盤 整 備	3,188	
合 計	42,743	

注) 1. 農業農村整備及び水産基盤整備を除き、工事諸費は含まれていない。

2. 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

治水事業

(事業の概要)

管内の治水事業は、一級河川鷓川水系（直轄管理延長42.9km）及び沙流川水系（直轄管理延長46.3km）の河川改修及び維持修繕、二風谷ダムの管理、沙流川総合開発事業及び樽前山火山砂防事業、胆振海岸の海岸保全施設整備事業（直轄区間延長24.6km）です。

平成28年度は、近年頻発する台風、集中豪雨等の水害や火山噴火等による土砂災害への備え、白老町市街地及び地域の重要な交通網である国道36号や白老下水終末処理場等を侵食や浸水から防護する海岸保全施設整備等、安全で安心な質の高い社会基盤を形成するため、また、北海道の特性である豊かな自然を活かした水と緑に恵まれた個性ある地域づくりに資するよう、治水事業を計画的に行います。

河川改修：平成4年8月、平成15年台風10号、平成18年8月出水等により被害を受けた鷓川・沙流川においては、再度災害防止及び「洪水を安全に流すためのハード対策」の治水対策を進めます。
鷓川・沙流川では、河道掘削等を行います。

河川維持修繕：鷓川及び沙流川の河川管理施設の適正な管理を行うため、堤防除草、樋門管修繕及び河川巡視等を継続します。

堰堤維持：沙流川水系二風谷ダムの諸設備の維持管理を行います。

沙流川総合開発事業：平取ダムの本体工事、付替道路工事等を行います。

火山砂防事業：樽前山南麓の覚生川等において、火山泥流対策の砂防堰堤等の建設を継続します。

海岸保全施設整備事業：胆振海岸（苫小牧～白老）の白老町域において、人工リーフ整備を継続します。

総合水系環境整備事業：沙流川において「平取町かわまちづくり」計画と連携し、まちづくりと一体となった取組を推進します。

総合流域防災対策事業：総合流域防災対策に係る調査等を行います。

平成28年度 治水事業の概要

事業別	地区別等	事業の概要
河川改修	鷓川・沙流川	河道掘削など
河川維持修繕	鷓川・沙流川	河川管理施設の管理など
堰堤維持	二風谷ダム	諸設備維持管理など
沙流川総合開発事業	平取ダム	本体工事、付替道路工事等
火山砂防事業	樽前山	砂防堰堤整備など
海岸保全施設整備事業	胆振海岸	人工リーフ整備（白老工区）
総合水系環境整備事業	沙流川	検討など
総合流域防災対策事業	—	調査など

道 路 事 業

(事業の概要)

平成28年度予算については新たな北海道総合開発計画を踏まえ、「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」及び「強靱で持続可能な国土の形成」を重点事項とし、北海道の強みである「食」や「観光」関連分野における成長と競争力の強化、地域社会に活力をもたらす生産空間・基礎圏域の保持・形成を図るための基盤整備を推進するとともに、社会情勢の変化の中でも生産性の向上に資する事業を推進します。

また、北海道の豊かな資源・特性を活かし、「社会のベース」の生産性向上にも資する防災・減災対策や老朽化対策等による国土強靱化を推進し、安全安心に暮らせる社会基盤の確立を図ります。

○人が輝く地域社会の形成

【北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進、世界に目を向けた産業の振興】

- (1) 広域分散型の地域構造を支える交通ネットワークの形成
広域的な交流・連携の確保、生産地や観光地、空港・港湾等とのアクセス強化により、農林水産業・観光産業など地域経済を支える高規格幹線道路等の整備を推進します。
- (2) 地方創生の核となる「道の駅」の支援
地域の拠点となる「道の駅」への整備支援として、インバウンド観光の促進及び、防災拠点としての機能強化を推進します。
- (3) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
地域の魅力・課題に精通した地元住民等と協働して、道路の機能・役割を最大限発揮させることを目指す「協働型道路マネジメント」を推進します。
- (4) 世界水準の観光地の形成
ドライブ観光を推進する「シーニックバイウェイ北海道」では、地域が主体となり、美しい景観づくりなどに取り組み、魅力ある観光空間づくりを進めます。管内では「支笏洞爺ニセコルート」が指定ルートとなっております。

○強靱で持続可能な国土の形成

【強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成】

- (1) 冬期交通の安全確保と暴風雪災害時におけるきめ細かな地域支援
安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、気象状況や交通状況等を踏まえて、適切なタイミングで除排雪作業を実施します。また、関係機関で組織する道路防災連絡協議会で相互の連携強化を図るとともに、自治体支援のため除雪機械の貸付やリエゾン^注の派遣による災害関連情報の共有等の支援体制構築について継続的に実施します。
(注: 重大な災害の発生または発生の恐れがある場合に情報収集等を目的として自治体へ派遣する職員)
- (2) 道路施設の老朽化対策
橋梁・トンネル等の5年に1度の近接目視による定期点検を着実に推進するとともに、点検結果に基づいた措置を計画的に実施します。
- (3) 道路の防災・震災対策
大規模災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路の強化や代替性確保のための高規格幹線道路の整備、迅速な道路啓開実施のための施策を推進します。
- (4) 交通事故のない社会を目指した交通安全対策の推進
 - ① 通学路をはじめとする歩行空間の安全・安心の確保
通学路緊急合同点検に基づく歩道整備や防護柵の設置等を引き続き実施するとともに、継続的な合同点検や効果把握等の計画的な取組を推進します。
 - ② 効果的・効率的な事故対策の推進
事故データや地域の声に基づく事故の危険性が高い区間等における重点的な対策を実施する事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)に基づき、幹線道路のみならず身近な道路においても交通安全対策を推進します。
- (5) 無電柱化の推進
道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、地域住民や電線管理者等と連携し、無電柱化を推進します。

平成28年度 道路事業の概要

路線名	主要事業
日高自動車道	門別厚賀道路（日高門別IC～厚賀IC(仮称)H29年度開通予定）、厚賀静内道路、 苫東道路（高規格幹線道路の整備推進、代替性確保）
国道276号 国道453号	緑跨線橋架替（耐震性能の向上） 蟠溪道路（狭隘区間の解消及び落石等による危険箇所の解消）
国道36号ほか	<p>電線共同溝 国道 36号 苫小牧市 苫小牧栄町電線共同溝</p> <p>交差点改良 国道 36号室蘭市 日の出交差点改良(H28年度新規事業化) 国道 37号室蘭市 東町2丁目交差点改良 国道 37号伊達市 北黄金町交差点改良(H28年度新規事業化) 国道234号安平町 遠浅事故対策（H30年度完成予定）</p> <p>歩道 国道336号浦河町 西幌別歩道整備</p> <p>中央帯・線形改良等 国道 37号室蘭市 幌萌中央帯整備 国道 37号豊浦町 礼文華中央帯整備 国道235号新冠町 高江中央帯整備(H28年度新規事業化) 国道237号平取町 岩知志視距改良 国道274号日高町 三国の沢事故対策</p>

港湾整備事業

(事業の概要)

当部が所管する港湾は、国際拠点港湾の室蘭港及び苫小牧港と地方港湾のえりも港、浦河港及び白老港です。

管内港湾の役割は、基幹産業である農業及び水産業の生産物の円滑な流通、製紙業、石油精製をはじめとする工業の原材料輸送及び製品の効率的な出荷のほか、北海道観光の一翼を担う海洋クルーズの振興、また、各地域における生活拠点の形成であり、北海道開発及び地域にとって不可欠な社会資本として整備を進めています。

平成28年度においては、北海道の産業における国際競争力の強化、生活物資の安定供給及び物流の効率化を進めるとともに、安全な地域社会に貢献する整備に取り組みます。

[室蘭港の整備]

崎守地区において、老朽化した防波堤の機能を回復するため、北外防波堤の改良を行います。

築地地区において、老朽化した岸壁の機能を回復し荷役作業の安全性向上のため、水深9m西岸壁の改良を行います。

[苫小牧港の整備]

西港区商港地区において、老朽化した岸壁の機能を回復するとともに、RORO船の荷役の効率化を図るため、水深9m西岸壁の改良を行います。

西港区外港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、水深15m航路の整備を行います。

西港区汐見地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、船溜防波堤の改良を行います。また、老朽化した物揚場の機能を回復するため、水深3m物揚場の改良を行います。

[えりも港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、南外防波堤の改良を行います。

[浦河港の整備]

本港地区において、老朽化した船揚場の機能を回復するため、南船揚場の改良を行います。

[白老港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、西外防波堤の整備を行います。

平成28年度 港湾整備事業の概要

事業区分	港湾名	地区名	事業の概要
港湾改修事業	国際拠点港湾 室蘭港	崎守地区 築地地区	北外防波堤改良 水深9m西岸壁改良
	国際拠点港湾 苫小牧港	商港地区 外港地区 汐見地区	水深9m西岸壁改良 水深15m航路 船溜防波堤改良 水深3m物揚場改良
	地方港湾 えりも港	本港地区	南外防波堤改良
	地方港湾 浦河港	本港地区	南船揚場改良
	地方港湾 白老港	本港地区	西外防波堤

国際拠点港湾：重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令に定めるもの

重要港湾：国際海上輸送又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令に定めるもの

地方港湾：重要港湾以外の港湾

農業農村整備事業

(事業の概要)

管内の農業は、営農形態等から胆振東部地域、胆振西部地域、日高地域の3地域に大別されます。胆振東部地域は、管内稲作の中核地帯であるとともに、道内を代表する都市近郊型畑作地帯です。胆振西部地域は、自然環境に恵まれた道内野菜の主産地です。また、日高地域は、軽種馬を基幹として稲作・野菜・酪農・肉牛等多岐にわたる農業が展開されています。

農業の持続的発展と食料供給の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

[国営かんがい排水事業]

勇払東部（二期）地区： 事業効果の早期発現に向けて、用水路の整備を進めます。

新 鷗 川 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、排水路等の整備を進めます。

[国営造成土地改良施設整備事業]

フ モ ン ケ 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、排水路の整備を進めます。

[調査計画]

地区整備計画調査等の調査を進めます。

[国営造成水利施設保全対策指導事業]

国営造成施設の長寿命化を目的とする保全対策等の適切な実施のため、機能診断及び機能保全計画の策定を行い、適期の整備更新の実施に関する指導・助言を行います。

[ストックマネジメント技術高度化事業]

機能保全計画の精度向上のため、①施設の診断、劣化予測、評価手法の確立、②対策工法の有効性や耐久性の検証等を行います。

平成28年度 農業農村整備事業の概要

事業種別	地区名	関係市町村名	受益面積	事業の概要
国営かんがい排水事業	勇払東部（二期）地区	厚真町 むかわ町	(ha) 3,224	ダ ム 改修一式 揚水機場 1か所 用水路 12条
	新 鷗 川 地 区	むかわ町	(ha) 3,338	ダ ム 改修一式 頭首工 1か所 用水路 2条 排水路 4条
国営造成土地改良施設整備事業	フ モ ン ケ 地 区	苫小牧市 安平町	(ha) 1,274	排水路 2条

水産基盤整備事業

(事業の概要)

当部管内の第3種及び第4種漁港は、北海道噴火湾の東部から襟裳岬の東側に位置しており、太平洋沖を主漁場としたイカ釣り漁業、刺網漁業、サケ定置網等の沿岸漁業や沖合底びき網漁業を中心に、水産物の生産・流通拠点として広域的に利用されるとともに、我が国の水産物供給基地として重要な役割を担っています。

このことを踏まえ、平成28年度は、「国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策」、「災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策」を重点的に推進します。

1) 追直地区

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤、災害時における交通の安全確保を図るための橋梁の整備を推進します。

2) 登別地区

漁獲物の陸揚げ作業時における安全確保を図るとともに、水産物の高度衛生管理対策を図るための屋根付き岸壁などの整備を推進します。

3) 三石地区

水産物の高度衛生管理対策を図るための屋根付き岸壁の整備を推進します。

4) 様似漁港

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤の整備を推進します。

5) 庶野漁港

水産物の高度衛生管理対策を図るための屋根付き岸壁、用地不足解消を図るための人工地盤などの整備を推進します。

6) 北海道第3種及び第4種漁港地区

追直漁港、三石漁港及び庶野漁港の長寿命化を図るための岸壁などの補修を行います。

平成28年度 水産基盤整備事業の概要

事業区分	地区名	事業の概要
特定漁港 漁場整備 事業	追直地区 (第3種追直漁港)	外郭施設：外防波堤(現港) 輸送施設：橋梁(改良)(現港)
	登別地区 (第3種登別漁港)	係留施設：水深3.0m岸壁、水深3.0m岸壁(改良)
	三石地区 (第3種三石漁港)	係留施設：水深3.5m岸壁(埠頭) 水深3.0m岸壁(埠頭) 水深3.5m岸壁(改良)
	様似地区 (第3種様似漁港)	外郭施設：外西防波堤
	庶野地区 (第4種庶野漁港)	係留施設：水深3.5m岸壁(改良) 漁港施設用地：用地(人工地盤)
	北海道第3種及び第4種漁港地区	【追直漁港】 係留施設：水深3.0m岸壁(補修) 【三石漁港】 係留施設：船揚場(補修) 【庶野漁港】 係留施設：水深4.0m岸壁(補修)

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島やその他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの